# 緑の風

MIDORI NO KAZE

3月号
vol. 250
2021年2月28日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103　〒191-0016
TEL：042-586-7651
FAX：042-514-8096

E-mail●tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL●http://www.tamaken.org/

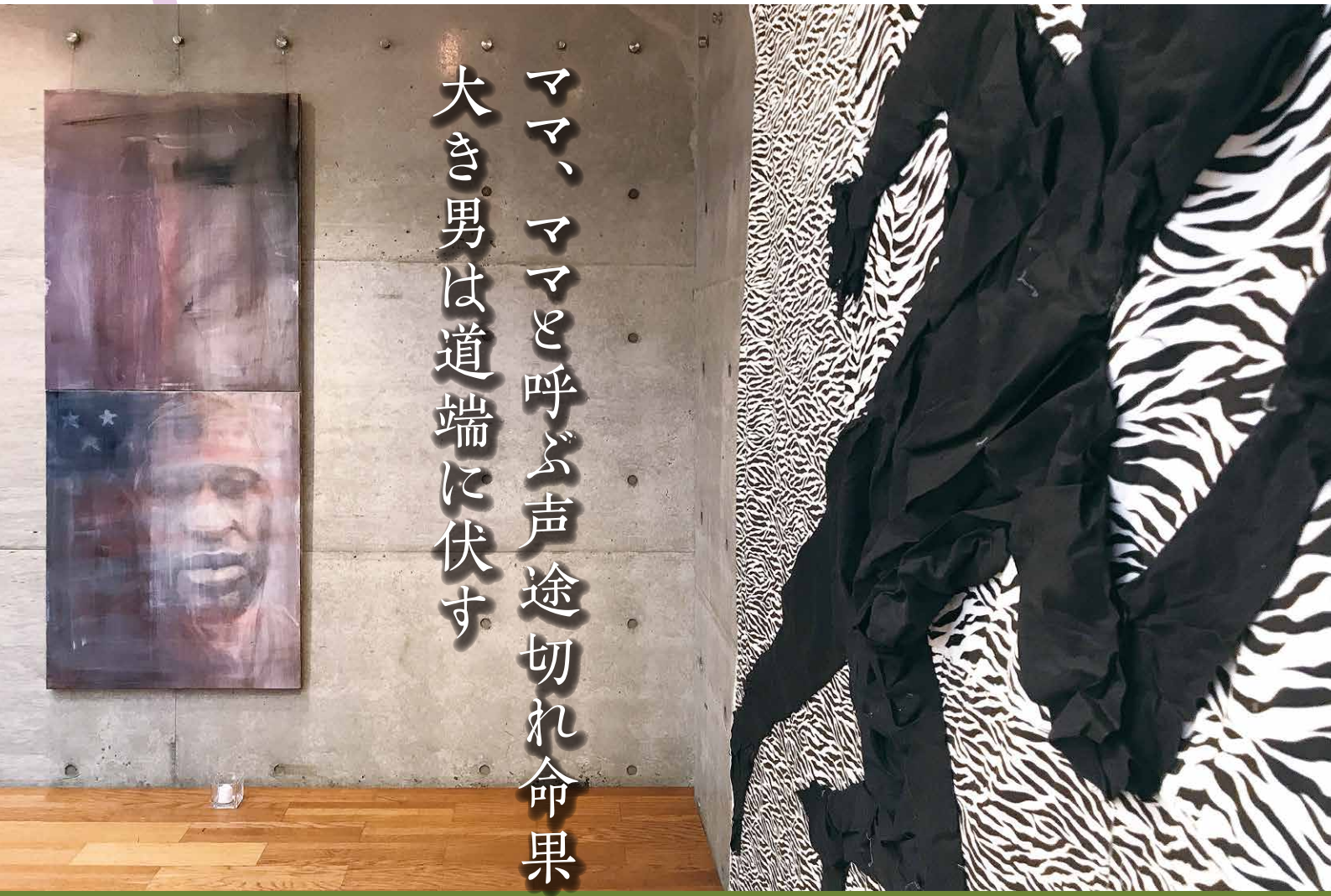


『can't breathe』近藤あき子+八木絹　アートと短歌のコラボ展
2021年2月23日（GALLERY BROCKEN 武蔵小金井市／撮影：編集部）

● 【特別寄稿】白石 孝（NPO法人官製ワーキングプア研究会理事長）
住民の命とくらしを守る公共サービスと公務公共労働者の実態

● 【特別寄稿】傘木宏夫（NPO法人地域づくり工房代表理事）
風力発電開発には環境配慮と地域社会との調整が必要

● 【多摩が動く】水口かずえ（小平市議会議員）
学童クラブの指定管理者の選定に、届かなかった保護者の声

● 【タマの風vol.92】神子島 健（東京工科大学准教授）
3・11から十年③　避難の不平等

NPO法人 多摩住民自治研究所

50th Anniversary tamaken INSTITUTE of LOCAL SELF-GOVERNMENT in TOKYO-TAMA since 1971

# 緑の風 MIDORI NO KAZE

もくじ 2021年 3月号

vol. 250

EVENTS 1

【特別寄稿】
住民の命とくらしを守る公共サービスと公務公共労働者の実態 2
NPO法人官製ワーキングプア研究会理事長　白石 孝（しらいし・たかし）

【多摩が動く】
学童クラブの指定管理者の選定に、届かなかった保護者の声 5
小平市議会議員　水口かずえ（みずぐち・かずえ）

【特別寄稿】
風力発電開発には環境配慮と地域社会との調整が必要 8
NPO法人地域づくり工房代表理事　傘木宏夫（かさぎ・ひろお）

多摩住民自治研究所創立50周年記念事業について 11

【緑の風と読者の声と　みどりのこだま】 14

【タマの風 vol.93】
3・11から十年 ③避難の不平等
東京工科大学准教授・「緑の風」編集員　神子島 健（かごしま たけし） 18

活動報告 19

---

## 『緑の風』のマイナーチェンジに際して

多摩住民自治研究所の機関誌『緑の風』は、お気づきのとおり、先月2月号（vol.249）よりA4版にマイナーチェンジしました。何の予告も表記もなく、唐突の変更に戸惑われた方も多くいらしたかと思います。この場をお借りしてお詫びいたします。

本年50周年を迎える多摩研の会員数は、現在350人強。この間、平均年齢はじわじわと上昇し、「字を大きく」「読みやすく」という声をよく耳にするようになっていました。そこで、印刷機リースの更新期も迫った新春号で一念発起、カラー表紙にもチャレンジした次第です。

一人ひとりが命と生活に向き合うコロナ禍の現在、民主主義の進（深）化が一つひとつのフィールドで問われています。『緑の風』が多摩の住民自治と主権者のメディアとなるよう、読みやすさと読み応えある編集、デザインを一層追求していきたいと思います。引き続きご声援とご協力をよろしくお願いいたします。（文責・妹尾）

MIDORI NO KAZE

# EVENTS

# 「緑の風」のイベント情報

MIDORI NO KAZE

**「わたしたちの活動を知らせたい！」「参加者を集めたい！」**
**という会員のみなさん、イベント情報（7項目）をお送りください！**

❶イベント名　❷内容（誰のどういうお話？ など150字以内）
❸開催日・時間（受付・開始など）　❹会場　❺主催団体名
❻参加費有無・後援・条件など詳細　❼連絡先（電話番号〔担当者名〕・eメール）

E-mail● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp　FAX●042-514-8096

一番大切なことは「忘れない」ということ。いま、地域の絆を深め合おう。

## 『第10回 忘れない3.11展』

東日本大震災から10年。あの日を忘れないだけではいけない。この状況で災害がおきたら、自分に何ができるのかを考える。そのきっかけを作りたい。

■展示　20に及ぶ市民団体や消防・警察などの被災地や防災に関する情報の展示・資料配布・映像資料上映や震災パネルの展示

**【開催日・時間】** 2021年3月9日（火）~14日（日）
10時~21時　＊初日は13時～、最終日17時まで
**【会場】** 小平氏中央公民館　ギャラリー・ホール・視聴覚室
小平市小川町2-1325　TEL042-341-0861
**【企画】** ●菊池和子写真展「私はあいちゃんのランドセル～福島原発事故の記録～」（★［3/13］うたと朗読・写真家スライドトーク）　●コロナ禍の避難生活について　●映画『星に語りて』上映会（★）　●AED・初期消火体験
★：要資料代　詳細をご確認下さい
**【後援】** 小平市・小平市教育委員会・小平市社会福祉協議会
**【主催】** 忘れない3.11展実行委員会
**【お問合せ】** 忘れない3.11展実行委員会事務局担当：奥野宏子
090-2402-5704　okn61.hrk36n@docomo.ne.jp

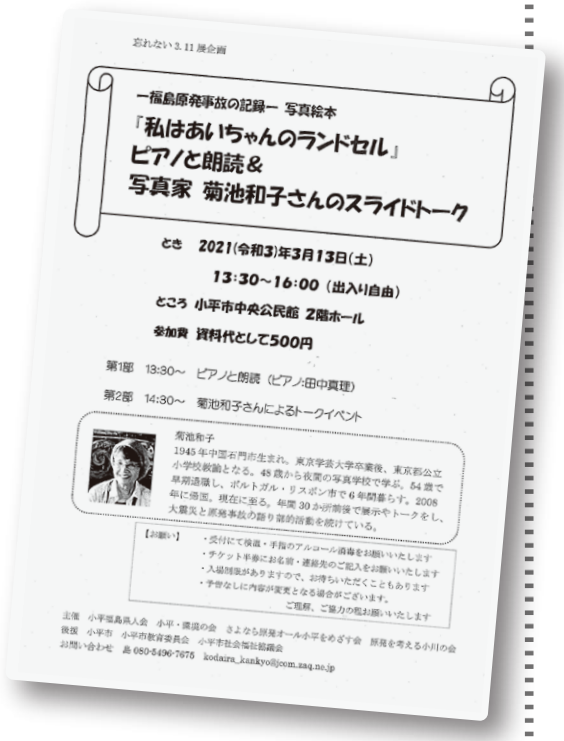
忘れない3.11展企画

一福島原発事故の記録一 写真絵本
『私はあいちゃんのランドセル』
ピアノと朗読＆
写真家 菊池和子さんのスライドトーク

とき　2021(令和3)年3月13日(土)
13:30~16:00（出入り自由）
ところ　小平市中央公民館 2階ホール
参加費　資料代として500円

第1部　13:30~　ピアノと朗読（ピアノ:田中真理）
第2部　14:30~　菊池和子さんによるトークイベント

菊池和子
1945年中国右門市生まれ。東京学芸大学卒業後、東京都公立小学校教諭となる。45歳から夜間の写真学校で学ぶ。54歳で早期退職し、ポルトガル・リスボン市で6年間暮らす。2008年に帰国。現在に至る。年間30余の所前後で展示やトークをし、大震災と原発事故の語り継ぎ活動を続けている。

【お願い】
・受付にて検温・手指のアルコール消毒をお願いいたします
・チケット半券にお名前・連絡先のご記入をお願いいたします
・入場制限がありますので、お待ちいただくこともあります
・予告なしに内容が変更となる場合がございます。
ご理解、ご協力の程お願いいたします

主催　小平福島県人会　小平・憲法の会　さよなら原発オール小平をめざす会　原発を考える小川の会
後援　小平市　小平市教育委員会　小平市社会福祉協議会
お問い合わせ　℡ 080-5490-7675　kodaira_kankyo@jcom.zaq.ne.jp

**今後の状況により、予定が変更になる場合があります。参加の際は予めご確認下さい。**
**忘れない3.11展の映像資料を用意しています。必要であればご連絡下さい。**

# 住民の命とくらしを守る
# 公共サービスと公務公共労働者の実態

（NPO法人官製ワーキングプア研究会理事長）　白石　孝

## 今や地方自治体勤務者の三割は非正規公務員

日本社会に定着している公務員像は、「定年まで安定して働ける」「給料や福利厚生が充実している」「残業も少なく、休みも取りやすい」といったところでしょう。これ自体は決して悪いことではなく、欧米では終身雇用は別として労働時間や収入、休暇などはこれで当然ですし、日本でも労働組合の長年の取り組みがあったからこその成果です。

ところが今や「役所」の実態は大きく変わっています。安定雇用どころか、一年と区切った不安定雇用、給料は政府統計の全勤労者平均年収の半分以下、休暇も福利厚生も不十分、こういう「非正規公務員」が、総務省調査（二〇二〇年四月時点）で約七〇万人になっています。正規職公務員は約二七二万人（同）ですから、地方自治体で勤務している公務員の約二〇％に当たります。

この数字をもう少し分析すると、正規職公務員のうち、警察二九万、消防一六万はほぼ正規職で、非正規職が多いのは、一般行政、教育、福祉部門です。また、都道府県よりは一般市、町村での比率が高くなっています。

非正規率が五〇％を超える自治体は、二〇一六年総務省調査で九二団体、トップの長崎県佐々町は六六％、沖縄県宜野座村が六五・八％、北海道厚真町六四・四％、秋田県潟上市六二・一％、愛知県扶桑町六〇・一％と六〇％を超える自治体が五団体、以下五〇％台後半が、北海道東川町、長野県中野市、長野県青木村、沖縄県恩納村、長野県小川村など、町村や小規模一般市が名前を連ねています。

（公財・地方自治総合研究所上林陽治分析）

地方だけでなく大都市圏でも同様の傾向が見られます。少し古いデータですが、二〇一二年総務省調査によると、二三特別区の非正規率は二四・九％に対して、多摩二六市では三一・四％に達し、国立市、東大和市、羽村市、東久留米市、清瀬市などは四〇％を超えています。

もうひとつ大きな特徴は、女性比率の高さです。二〇年総務省調査では女性比率が七六・六％に達しています。一九年九月に私たちが実行委形式で開催したシンポジウム「「女性」から考える非正規公務問題」の開催趣旨は以下のように書いています。

**非正規公務員の増加が問題になっている。その四分の三は女性だ。多くが年収二〇〇万円そこそこのワーキングプア水準で、DV相談をはじめとした相談員や司書、保育**

士、学校給食調理員、女性関連施設職員等の公務で基幹的業務に従事している。その事実は、これまで正面から問題化されることは少なく、女性運動の中でも十分には焦点とされてこなかった。だが、そこからは、①公務の軽視による財政難を、女性の低賃金と不安定雇用で乗り切ろうとする行政と社会の姿勢、②女性が担うケア的公務に対する「家事ハラスメント」とこれによる住民の生活悪化、③その結果、招き寄せられる女性や子どもの貧困・虐待、など、さまざまな問題点が見えてくる。

このシンポは多方面から関心を持たれ、当日会場いっぱいの参加者で埋め尽くされ、さらに岩波ブックレット『官製ワーキングプアの女性たち』として出版、そして二回目のシンポが三月二〇日に開催される予定です。

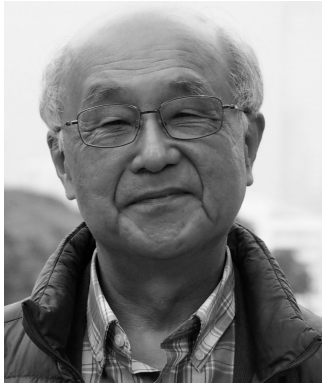

**白石孝**（しらいし・たかし）
1950年生まれ。ＮＰＯ法人官製ワーキングプア研究会理事長。編著『ソウルの市民民主主義～日本の政治を変えるために』（コモンズ）など著書多数。〈写真・中村未絵〉

## 住民サービスに不可欠の部門

次は、どんな職種に非正規職が多いかを紹介します。

前出二〇年総務省調査の構成比率では、一般事務職二九・四％、技能労務職員一〇・〇％、保育士九・三％、教員・講師六・二％、給食調理員五・五％の順になっています。量的比較だけでなく、同一職種に占める非正規率をみると、これは一六年調査ですが、一般事務一七・六％、技能労務三七・七％、保育士五一・〇％、教員・講師九・九％、給食調理五九・九％と福祉分野や現業職分野で高くなっています。（前出上林分析）

現業職種は、総務省が退職補充で正規職を採用しないようにと、定数削減を自治体に強引に押し付け、非正規化が進みましたが、外部委託化もかなり進んでいます。外部委託そのものがすべて悪いわけではありませんが、調理、施設管理、清掃、警備などの事業者の中には労働環境や労務管理に適正さを欠く事例が散見されます。私も体験しましたが、労働組合敵視の事業者も多く、労組による改善は少数に留まっています。

また、業務委託や指定管理者の予算自体が低額に設定され、低賃金構造が根を張っている実態が垣間見られます。これらの改善のためには、公契約条例を制定するなどが必要です。

保育士や図書館だけでなく、放課後児童施設、そして家庭児童相談、婦人相談、消費生活相談、生活保護面接相談、生活困窮者自立支援など各種相談員は圧倒的に非正規職が充てられています。

例えば家庭児童相談室相談員は全国八五五相談室に一六二三人が配置され、うち非正規職が一五一三人（九三％）、さらに女性が八三％を占めています（一五年全国家庭児童相談員連絡協議会）。消費生活センターは、一九年度で全国三三七九人中正規職は六三人、非正規職二七四一人です。

住民の命、健康、くらしに関わる相談業務を担う職員の多くが不安定雇用と低賃金の下に置かれていますが、社会的にはほとんど知られていません。

## なぜ非正規化が進んだか

自治体の非正規公務員はますます増えています。正規職公務員数のピークは一九九四年

の約三二八万人でした。二〇年には約二七六万人と五二万人減少していますが、非正規職は人数をカウントする制度がなく、総務省として初めて実施した全国調査が〇五年で、約四五万六千人でした。以降〇八年四九万八千、一二年六〇万四千、一六年六四万三千、二〇年六九万四千人と右肩上がりになっています。

増加要因ですが、一つ目は行財政改革による正規職定数抑制、削減です。業務自体をカットするのでなく、多くは正規職を非正規職に置き換える手法が取られました。置き換えと外部委託化の併用が一般的です。二つ目は行政需要の増加に対して正規職を採用しないで、非正規職を充てるケースです。介護福祉のように二〇〇〇年の制度発足までは自治体直接雇用の家庭奉仕員を正規職配置していたのが、民間事業所のホームヘルパーが主体となった例もありますが、相談業務や保育、学童などの子ども事業、臨時教員など新規事業に正規職でなく、非正規職を配置するケースが大半を占めています。総務省や厚労省などが「非常勤職員配置を」などの通知を自治体宛に発したことが原因という例も見られます。

## 公共サービスの復権

保健所は、一九九三年度に全国八四八カ所ありましたが、二〇年度にはほぼ半減して四六九カ所にまで減りました。病院も、厚労省が公立・公的医療機関の再編・統合を検討するとして四〇〇以上の施設名をあげていました。一九八〇年代前半の「土光・中曽根臨調行革」といわれる「第二次臨時行政調査会」以来、四〇年続く「公共の縮小」は日本社会に深く浸透しています。

一九九〇年代に入って、各国で格差拡大や貧困が問題となり、新自由主義的な規制緩和政策を是正する動きが生まれました。労働分野では、国際労働機関（ＩＬＯ）が九四年総会で「パートタイム労働条約（一七五号）」を採択、①比較可能なフルタイム労働者との同等保護、②団結権・団体交渉権、③社会保障、母性保護、年休、疾病休暇の同等保障、④フルタイム・パートタイムの自発的相互転換措置などを定めました。九九年には「ディーセントワーク（働きがいある、人間らしい仕事）」を二一世紀の目標として提示しました。欧州連合（ＥＵ）は、①パート（九七年）、②有期（九九年）、③派遣（〇八年）の三指針を定め、標準的雇用との「非差別」原則を基本とするもので、加盟各国は、この原則に基づいて国内法を制定しました。（官製ワーキングプア研究会『レポート』三三号所収、龍谷大名誉教授脇田滋）

しかし、日本政府はこの流れに逆行する法制化を進め、なおかつ、公務部門には有期雇用を法定化する「会計年度任用職員制度」を二〇年度から実施しました。

この間のコロナ禍にあって、保健所や公立・公的病院の重要性が改めて認識されています。同時に「エッセンシャルワーカー」の存在にも関心が寄せられるようになりました。住民の命とくらしを守り、支える「公共」を取り戻すこと、そしてそれを担う公共労働者の働き方を改善することが、今こそ求められています。

NPO法人
官製ワーキングプア研究会

2011年設立。公共団体直接雇用に加え、公共サービスに従事している民間事業者の非正規労働者も対象に、その格差解消、均等待遇のための事業を進めています。

事業内容は、調査、研究、提言、研修・集会開催、マスコミや研究者への対応などをしています。

入会やお問い合わせは、
090－2302－4908、
kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp
まで。

シリーズ 多摩が動く

# 学童クラブの指定管理者の選定に、届かなかった保護者の声

（小平市議会議員）水口　かずえ

## 四つの学童クラブの指定管理者がNPO法人から株式会社へ

昨年一二月の小平市議会定例会で、「小平市立学童クラブの指定管理者の指定について」の議案が審査されました。現在、小平市内には一九の小学校に四〇の学童クラブがありますが、そのうち一一クラブは指定管理で運営されています。指定管理の期間は五年間で、今年度に指定期間が終了する四つの学童クラブを来年度から五年間運営する指定管理者を指定する議案です。

四つの学童クラブは、これまでいずれもNPO法人ワーカーズコープが指定管理者として運営してきました。昨年十月に行われた選定では、応募したNPO法人ワーカーズコープ、㈱明日葉、㈱トライグループの三者のうち、四つ全ての学童クラブで㈱明日葉が指定管理者として選ばれました。議会の審査では、選定が公正に行われたのかについて疑念が生じ、共産党と私の四名が反対しましたが、賛成多数で可決されました。

審査で明らかになったのは、指定管理者の選定過程が不透明で、市民が検証不能だということです。指定管理者の選定にあたっては、その施設を最も適切に運営できると思われる事業者を公正に選び、そのことを市民に明確に示すことが必要です。NPO法人ワーカーズコープは、平成二三年と二八年から、二つずつ市内の学童クラブを運営してきましたが、平成二六～二九年に市が誤って消費税を過払いし、その返還をめぐってトラブルが発生していました。この消費税問題が、選定に影響した可能性がありますが、市はそれを否定しています。

## 指定管理者の選定委員に市民を加えるべき

指定管理者の選定方法を他市と比べると、様々な問題点が浮かび上がりました。まず選定委員の構成の問題です。今回、小平市は副市長と担当部長、弁護士、公認会計士、有識者（今回は民生委員経験者）の五名を選定委員としました。選定委員に、施設利用者などの市民を加えるべきではないかと質問したら、利用者などの市民による選定では私情が混じる、との答弁でした。

しかし、他市では、指定管理者の選定に市民を加えている例が多くあります。

西東京市障害者総合支援センター指定管理者候補選定委員会設置要綱によると、選定委員会には行政の担当者六名に加えて、同センター利用者懇談会の代表二名以内が入ることになっています。また、八王子市立保育園指定管理者選定委員会設置要綱では、選定委員会の委員として、行政担当者に加えて、学識経験者一名、児童福祉施設運営に関わる者一名、主任児童委員一名、および利用者を代表する者として、現在の子どもが置かれている状況を基に、親の立場から意見を述べる委員二名が入ることになっています。

立川市では、市職員は地元関係や関連団体とのつながりなど、外的要因による影響を受けやすいとの懸念から、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会は、公募市民三名、学識経験者四名、必要に応じて専門委員二名以内という構成で、市職員は含まれていません。小平市の選定委員が、市職員二名を含む五名のみで、市民代表を含まないことは、選定が市の意向に沿ったものになりやすく、市民の意見が全く反映されないことを示します。

## 審査の過程と選定の根拠を明示してほしい

指定管理者の指定を求める議案では、選定過程でそれぞれの応募者が得た評価点が審査項目ごとに示されますが、なぜそのような評価点になったかの根拠が不明です。ＰＦＩの事業者選定の審査議案では、審査項目ごとの講評が文書で示されましたが、指定管理者の選定ではそれもなく、付けられた点数の根拠が全くわかりません。その点、日野市では、指定管理者候補者選定委員会設置要綱で、委員会の会議録を作成し、公開することを定めており、実際に審査の過程でどんな質疑応答が行われたかの要点録がＨＰで公開されています。また、選定過程での応募者によるプレゼンテーションを公開している自治体もあると聞きました。

## 選定後に指定管理者の変更を知った保護者の声

今回、学童クラブの指定管理者が変更されることを保護者が知ったのは、選定が終わった後の一一月後半でした。慣れ親しんでいる学童の先生方が一度に入れ替わることは子ども達にとって影響が大きく、四つの学童クラブのうち一つのクラブの保護者有志から、現状の運営事業者であるＮＰＯ法人ワーカーズコープの継続を求める要望書が一二月二日に市に提出されました。その要望書には、子どもを通わせている保護者七三名からの署名が添えられていました。九三名の児童

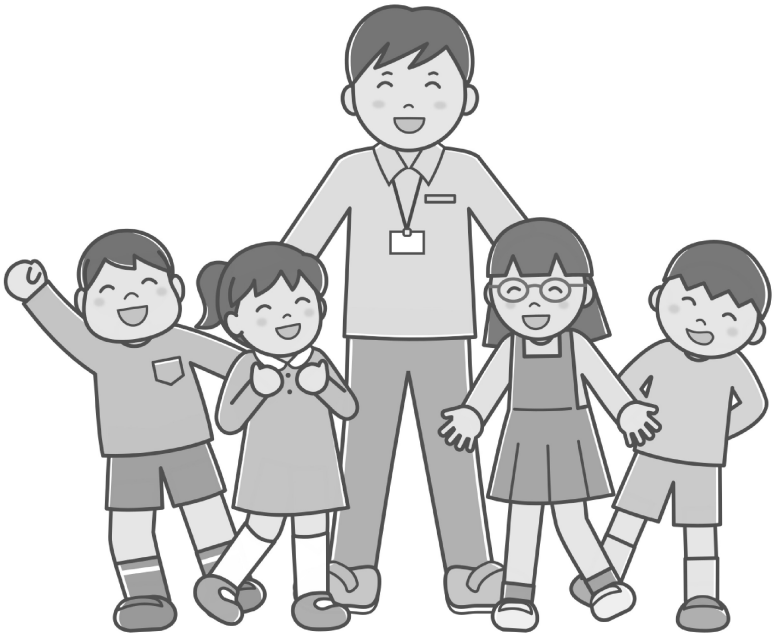

が登録しているクラブでの七三名は、保護者の大多数を意味します。

署名に添えられたコメントには、子どもに発達障がいがあり不安ななか、子どもも職員の方を信頼している、娘は今の先生方が大好きで、先生方が変わったら行きたがらなくなると思う、子ども達の精神的不安の軽減のためにも現運営事業者に継続をお願いしたい、先生方との信頼関係が築けているなかでの経営変更は望まない、といった言葉が見られました。

## 人の関係が重視される施設では事業の継続性が重要

保護者からのこれらの言葉は、学童クラブのように人と人との関係性が重視される施設の指定管理者の選定では、継続性にも配慮した選定を行うべきことを示しています。小平市が昨年三月に発行した「小平市における指定管理者制度の検証について」では、福祉分野のように、サービス提供者が変わることによる利用者への影響が大きい施設等においては、五年を超える指定期間の設定を含め、適切な指定期間について検討していく余地がある、としています。また、現在の指定管理者の運営実績に応じた更新時の優遇措置についても、導入に向けた検討の余地はある、という記述があります。

学童クラブに限らず、人と人との関係性が重要な福祉分野等の施設の指定管理者の選定にあたっては、継続性を重視し、実績が良好であった事業者には、更新時の選定審査において何等かの優遇措置を与えるなどの措置が必要ではないでしょうか。そして、実績が良好であったかどうかは、その施設を利用している市民が最もよくわかっており、それら市民の意見を尊重すべきです。

## 小平市の指定管理者選定の改善を求めて

今回の小平市の学童クラブの指定管理者の選定では、市民が全く関知しない形で選定が行われ、その選定が公正に行われたかどうかを市民が検証することも不可能であることが明らかになりました。選定後、選定に向けて応募事業者が市に提出した書類を情報公開請求したら、NPO法人ワーカーズコープ以外の二事業者が提出した書類は「競争上又は事業運営上の地位」を損なう恐れがあるとの理由で、ほぼ全てが黒塗りで出てきました。

小平市の指定管理者制度は、選定に市民が加わり、選定過程を市民が検証できるように議事録要旨を公開する、などの方法で改善する必要があります。市民参加を進め、信頼性を高めるように市の指定管理の在り方を変えるため、議員として尽力したいと思います。

**水口 かずえ**（みずぐち・かずえ）
結婚後、小平市在住。「小平都市計画道路に住民の意思を反映させる会」共同代表として、2013年5月に小平都市計画道路3·2·8号府中所沢線の計画見直しの賛否を問う住民投票を実現させた。2019年4月から小平市議会議員。